

公共工事の入札における工事費内訳書の提出について

契 約 検 査 課

『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』の一部が改正され、入札参加者は入札の際に入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。

(入契法第12条及び第13条)

これは、見積能力に欠ける者や見積りをせず入札に参加する者を排除するため及び談合等不正行為を排除することを目的とされています。

本市においても、平成27年4月1日から公告、指名する建設工事の入札を対象に工事費内訳書の提出を求めます。